

月報私学

10

2015

Vol.214



富士見幼稚園は、来年度、創立40周年を迎えます。「親と子と先生がともに学ぶ」を建学の精神として、子どもたちの体験を大切に
する生活保育を展開しています。「幼稚園は人、教育・保育者の人柄」です。ふじみっ子のため、地域のためにこれからも全力を尽く
します。写真提供：学校法人 鮎澤学園（茨城県結城市）

CONTENTS

- 平成28年度 私学助成関係予算の概算要求…………… 2
- 平成28年度 専修学校関係予算の概算要求…………… 5
- 学校法人会計基準の改正に伴う新たな財務比率について…………… 6
- 学校法人会計基準の改正に伴う経営判断指標の変更点と活用のポイント…………… 7
- 掛金等納付通知額内訳を変更します…………… 9
- 平成27年10月に被用者年金制度が一元化されました／
「退職等年金給付」（新3階年金）の掛金率等について……………10
- 平成27年度 加入者向け説明会・年金請求者向け説明会及び
地域事務担当者研修会を開催します／医療費通知の送付……………12
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成28年4月1日加入）……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成28年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

平成28年度概算要求は、27年7月24日に閣議了解された「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行うこととされました。文部科学省全体としては、教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供・若者、社会人が質の高い教育を受け、一人一人がその能力を最大限伸ばできる社会の実現、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの創出、世界で最もイノベーションに適した国の実現を目指し、教育再生、スポーツ・文化、科学技術イノベーション関連施策を未来への先行投資として強力に推進することとしており、これらを踏まえた概算要求を8月31日に提出しました。

平成28年度概算要求 私学関係

事項	平成27年度 予算額 百万円	平成28年度 要求・要望額 百万円	比較増 減額 百万円	備考
(1)私立大学等経常費補助	315,250	327,450	12,200	うち、「優先課題推進枠」 16,150百万円
<p>○概要：私立大学等の運営に必要な経常費補助金を充実し、建学の精神や特色を生かした教学改革や経営改革等に取り組む大学等を重点的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般補助 274,670百万円(271,105百万円) 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。 ◆特別補助 52,780百万円(44,145百万円) 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経営強化集中支援事業の充実 7,000百万円(4,500百万円) ・私立大学等の入学者選抜改革に向けた取組への支援 1,000百万円(新 規) ・経済的に就学困難な学生に対する授業料減免の充実 等 減免対象人数：約0.3万人増(27年度：約4.2万人→28年度：約4.5万人) ◆私立大学等改革総合支援事業 19,200百万円(14,400百万円) (上記の一般補助及び特別補助の内数) 教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する。 ◆私立大学研究ブランディング事業 7,850百万円(新 規) (上記の特別補助の内数) 学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。 <p>(参考：復興特別会計) ※特別補助 ・被災私立大学等復興特別補助 1,762百万円(2,835百万円) 被災地にある大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。</p>				
(2)私立高等学校等経常費 助成費等補助	102,049	105,500	3,451	うち、「優先課題推進枠」 6,376百万円
<p>○概要：私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般補助 90,188百万円(87,664百万円) 各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。 ◆特別補助 12,548百万円(11,658百万円) 各私立高等学校等の特色ある取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質の向上のため、教育の国際化などを進める学校への支援拡充 ・私立幼稚園等における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援 等 ◆特定教育方法支援事業 2,764百万円(2,727百万円) 特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。 				

このうち、特に、私学助成関係予算については、一般会計では、588億円増の4899億円、復興特別会計では、23億円となっており、私学助成全体で4922億円を要求しています。具体的な内容については、次のとおり

私立大学等の経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校の教育又

りです。

事項	平成27年度 予算額	平成28年度 要求・要望額	比較増 減額	備考
(3) 私立学校施設・設備の整備の推進 《※ うち、他局分》 〔他に、財政融資資金〕	百万円 9,198 《299》 〔36,700〕	百万円 52,304 《2,298》 〔86,500〕	百万円 43,106 《1,999》 〔49,800〕	うち、「優先課題推進枠」 47,859百万円
<p>○概要： 建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。 特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。</p> <p>◆教育・研究装置等の整備 9,360百万円(8,009百万円) 教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。</p> <p>◆私立大学研究ブランディング事業 3,004百万円(新規) (上記の教育・研究装置等の整備の内数) 学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。</p> <p>◆耐震化等の促進 42,944百万円(1,189百万円) 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。</p>				
(4) 私立大学等教育研究活性化設備整備事業	4,600	4,600	0	うち、「優先課題推進枠」 4,600百万円
<p>○概要： 教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する。</p> <p>◆私立大学等改革総合支援事業 4,600百万円(4,600百万円) 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。</p>				
(5) 私立学校施設の災害復旧	(520)	(562)	(41)	
<p>○概要： 東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。</p> <p>◆私立学校施設の災害復旧 421百万円(390百万円)</p> <p>◆私立学校の教育活動復旧 140百万円(130百万円)</p>				
総額 〔ほかに復興特別会計〕	431,097 (14,690)	489,854 (2,324)	58,757 (△12,367)	うち、「優先課題推進枠」 74,985百万円

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

は研究にかかる経常的経費について補助するものです。
平成28年度概算要求においては、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実します。一般補助では、

教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費への補助のため、36億円増の2747億円を要求しています。特別補助では、32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む

私立大学等に対する支援を引き続き実施するため、86億円増の528億円を要求しています。大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、集中的支

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に経常

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

復興特別会計においては、被災3県に所在する大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援するため、18億円を計上しています。これらを含めた私立大学等経常費補助全体は、一般会計及び復興特別会計を合わせて、111億円増の3292億円を要求しています。

「私立大学等改革総合支援事業」について192億円を要求しています。また、学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学研究ブランディング事業」を新たに創設し、79億円を要求しています。そのほか、経済的に修学困難な学生等に対する授業料減免の充実を図るため、86億円を計上しています。

援を行うため、「私立大学等経営強化集中支援事業」について70億円を要求するとともに、教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援するため、「私立大学等改革総合支援事業」につ

費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

平成28年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人あたり単価を1.1%増額しています。

また、予算の重点化を進める「新しい日本のための優先課題推進枠」として、特別補助のうち「幼稚園等特別支援教育経費」及び「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、64億円を要望しています。「幼稚園等特別支援教育経費」については、障害のある園児の受け入れ人数が増加傾向にあることから、昨年度に引き続き支援対象園児数の増等を行い、57億円を要望しています。

また、「教育の質の向上を図る学校支援経費」については、教育の質の向上のため、教育の国際化、相談体制の整備などを進める学校への支援を拡充するため、加算単価増等を行い、7億円を要望しています。

このほか、預かり保育等の子育て支援推進経費、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等特別経費について、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費全体としては、35億円増の1055億円を要求しています。

私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。特に東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるため耐震化の一層の促進を図ることとしており、学生、生徒等の安全性の確保及び地域の応急避難場所としての機能を確保する観点から学校施設の耐震化を加速するため、校舎等耐震改築及び耐震補強、非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫・自家発電設備等の防災機能強化等に対し429億円（うち420億円を優先課題推進枠で要求）を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・特別支援学校及び専修学校・各種学校が行う危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設（昭和56年以前の建物）の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても16億円を要求しています。

さらに、前述の「私立大学研究ブランディング事業」（学長のリーダーシッ

プの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組み私立大学に対する支援）のほか、引き続き「私立大学等改革総合支援事業」において、施設・装置等の整備を通じた支援を行うため、合わせて44億円を優先課題推進枠で要求しています。

このほか、アスベスト対策工事や身体障害者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化工事、情報教育や教育・研究の基盤強化などの教育研究機能の高度化のための装置・設備の充実、太陽光発電等の再生可能エネルギー活用に配慮した私立学校施設の整備の推進を支援します。

これらを含めた私立学校の施設・設備費全体は、対前年度431億円増の523億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の28年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎等の建替え整備事業、施設・設備の整備等に対する貸付計画額を1148億円とし、その財源の一部として財政融資資金865億円を要求しています。

私立大学等教育研究活性化設備整備事業

前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援するため、46億円を優先課題推進枠において要求しています。

私立学校施設の災害復旧

私立学校施設の災害復旧については、東日本大震災によって被害を受けた私立学校施設を早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保するために、必要な経費を補助するものです。

平成28年度概算要求においては、被災した私立学校施設のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある復旧事業未着手等の学校施設の復旧事業に必要な経費として、約4億円を要求しています。

併せて、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立学校を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費を私立高等学校等経常費助成費補助において支援するため、約1億円を復興特別会計において要求しています。

専修学校、大学、大学院、短期大学、

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

産業構造の変化や技術革新が進む中、我が国が成長・発展し続けるためには、より多くの人が社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いていくような「真の学ぶ力」を身に付け、生涯にわたり学び続けることが必要です。また、職業人を志す人には、実社会での活躍に必要な実践的な知識や技能を修得することが求められます。

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う教育機関として発展を続け、産業界をはじめ社会から高く評価されています。

文部科学省としても、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

平成28年度専修学校関係予算として概算要求している主な事項は次のとおりです。

平成28年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

平成28年度予算概算要求 専修学校関係

()は27年度予算額

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

(1) 専修学校等の人材育成機能の向上

- **成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進** 15.3 億円 (15.7億円)
専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、産業界等、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証、高等専修学校等における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。
- **専修学校版デュアル教育推進事業【新規】** 3.0 億円 (-)
専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせることで行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制の構築を目指す。
- **職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進** 1.8 億円 (1.8億円)
平成26年度から、教育面における企業等との密接な連携などの要件を満たしたものを文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する制度が開始されたことに伴い、認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ検証を行い、その結果を広く全国に提供すること等により、専修学校全体の質保証・向上を図る。

(2) 専修学校生の修学支援の充実等

- **専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業** 6.0 億円 (3.0億円)
意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。
- **専修学校留学生就職アシスト事業 等** 0.6 億円 (0.7億円)
専修学校における外国人留学生に対する来日の動機付けから就職支援までを総合的に支援し、産業界等と連携のもと、留学生受入れ拡大を図る。
- **国費外国人留学生制度** 7.6 億円 (7.5億円)

専修学校の教育基盤の整備

- **私立学校施設整備費補助金** 9.9 億円 (8.4億円)
【補助対象】
 - ・ 教育装置や学内LAN装置の整備
 - ・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
 - ・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- **私立大学等研究設備整備費等補助金** 2.2 億円 (2.2億円)
【補助対象】
 - ・ 情報処理関係装置の整備

合 計 46.6 億円 (40.4億円)

高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育

を推進するため、引き続き必要な経費を要求しています。

専修学校版デュアル教育推進事業

※ 高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業など、専修学校分の予算が不可分なもの含まれていない。

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

を踏まえた専門人材育成機能を強化するため、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせて行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築し、推進・拡大していくことを目指すため、新たに3億円を要求しています。

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

「職業実践専門課程」の取り組み充実に向けた説明会を開催するとともに、研修モデルの開発・実証や専修学校における第三者評価の導入など、更なる質保証・向上のための取り組みを推進し、それらの課題やノウハウを取りまとめ検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、専修学校全体の質保証・向上を図るため、引き続き必要な経費を要求しています。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

意欲と能力のある専門学校生や専門学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取り組み、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行うため、対前年度3億円増の6億円を要求しています。

①専修学校への留学及び企業への就職に向けた広報、②就労ビザ等の法律改正等に伴う専修学校の留学生受け入れ環境の整備、③専修学校留学生の状況調査、などを通じ、専修学校への留学にかかる入口から出口までの体系的な支援を実施するとともに、専修学校における外国人留学生の受け入れを推進し、日本で活躍する外国人材の活用を促すため、引き続き必要な経費を要求しています。

専修学校留学生就職アシスト事業

教育装置や情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するため、引き続き必要な予算を要求しています。

専修学校の教育基盤の整備

平成25年4月22日付で発出された「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日付文部科学省令第15号）」により、27年度の会計より新しい会計基準が適用されています（知事所轄学校法人においては28年度より適用）。

学校法人会計基準の改正に伴う

新たな財務比率について

具体的改正内容に関しては、25年12月に文部科学省が説明会を開催しました。その際、私学事業団から、財務比率の変更についてご紹介しました。

2 算定式の変更

学校法人会計基準の改正に伴い、勘定科目名が変更となったものについて所要の変更を行うものです。

3 用語の整理

各財務比率間で定義の異なる用語や、紛らわしい表記となっていた用語について、内容を整理し、用語を統一するものです。

この改正内容の詳細につきましては27年9月30日付で学校法人事務局長宛てに事務連絡を出し、電子窓口に掲載しておりますので、併せてご確認ください。

1 財務比率の新設

事業活動収支計算書及び活動区分資金収支計算書において、区分経理の考え方が導入されたことを受け、各区分における財政状況を把握できる指標が必要となることから、新たな財務比率を設けます。

また、新たな財務比率の一覧につきましては10月中旬に当事業団ホームページに掲載する予定です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(32330)7846～7848
Eメール center@shigaku.go.jp

学校法人会計基準の改正に伴う 経営判断指標の変更点と活用のポイント

はじめに

経営判断指標は、「学校法人活性化・再生研究会」最終報告（平成19年8月）において、初めて提示されました。その後、中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」（22年6月）における「経営判断指標の精緻化」の提案を受けて、私学事業団では、24年3月に経営判断指標の見直しを行いました。

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令が出され、27年度（知事所轄学校法人については28年度）以後の会計年度に適用されることに伴い、経営判断指標についても、その一部を変更しました。ご活用いただくために、変更点や活用のポイント等について解説します。

変更のポイント

今回の学校法人会計基準の一部改正に伴う経営判断指標の変更は次のとおりです。

①これまでの資金収支計算書を組み替えた「キャッシュフロー計算書（案）」から、新たに作成が義務付けられた（知事所轄学校法人を除く）

助成業務

「活動区分資金収支計算書」を使用します。

②フローチャートの「教育研究活動のCF」を「教育活動資金収支差額」に、「帰属収支差額」を「経常収支差額」にそれぞれ変更します。

経営判断指標の区分

経営判断指標は、フローチャート（図）の各質問の結果に基づき、経営状態をA1～D3までの14種類に区分し、さらに「正常状態」（A1～A3）、「イエローゾーン」（B1～B4及びC1～C3）、「レッドゾーン」（D1～D3）の三つの大きな区分に分類しています。

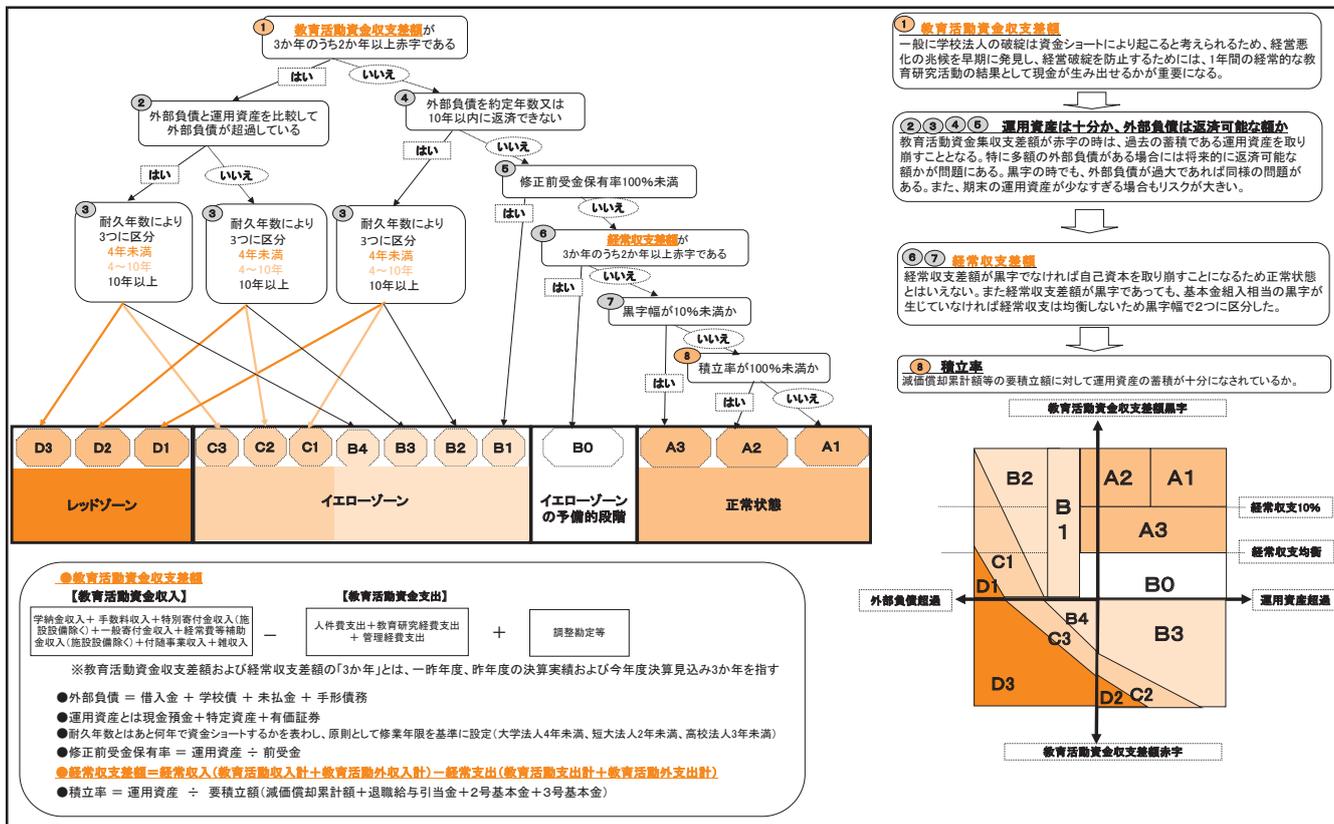
具体的な分析方法

①教育活動資金収支差額が2年連続で赤字である

資金ショートの前兆を早期に発見し、経営破綻を防止するために、教育活動資金収支差額がどの程度プラスを生み出しているかが重要となります。

そこで、直近2か年の決算実績と、学生数から推計した今年度の決算見込みを使って算出した教育活動資金

図 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 H27年度～



収支差額が、3か年のうち2か年以上赤字であるかどうかにより判定します。

②外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過している

運用資産とは、換金性が高い資産を指し、具体的には、現金預金、有価証券、特定預金(資産)を意味しており、また、外部負債とは、借入金、学校債、未払金及び手形債務の合計額になります。

この場合、教育活動資金収支差額の赤字補てんのために運用資産を取り崩す上に、運用資産を超える過大な外部負債返済のためにも運用資産を取り崩さざるを得ず、極めて厳しい財務状況と判定されます。

③耐久年数により三つに区分

「耐久年数」とは、資金ショートに至るまでの年数です。具体的には、現在保有している運用資産について、教育活動資金収支差額の赤字分の補てんや外部負債の返済による資金流出を予測した場合、何年後に枯渇するかを見ています。

最も厳しいD判定となる4年未満は、改組転換等の改革の成果が現れるまでに最低限必要な年数として、修業年限を基準に、4年(短大法人は2年)未満に資金ショートする可能性があるかで判断します。4〜10年と10年以上は、改革の準備・実施・経過をみる時間的な余裕があると思

われる10年を基準に判定します。

④外部負債を約定年数又は10年以内に返済できない

④以降は、教育活動資金収支差額が赤字である学校法人です。

これは、借入金が過大か否かを確認する指標であり、まず、外部負債を教育活動資金収支差額の黒字分で約定通り返済していった場合、運用資産がマイナスになるかを判定します。

次に、外部負債が運用資産を超過している場合、外部負債超過額(外部負債と運用資産の差額)を、教育活動資金収支差額の黒字分で返済すると仮定し、「外部負債超過額÷教育活動資金収支差額の黒字分」が、10年を超えるかを判定します。

運用資産がマイナスになる、又は右の計算結果が10年を超過する場合には、負債が過大と判断し、③で耐久年数の判定をすることになります。

⑤修正前受金保有率が100%未満

運用資産が前受金より少ない場合は、次年度に使うべき前受金分の運用資産の先食いが懸念され、資金繰りが厳しいと判定し、B1のイエローゾーンとなります。

⑥経常収支差額が2年連続赤字である

教育活動資金収支差額が黒字でも、経常収支差額が黒字でなければ、減価償却分の資金が留保されず、運用資産を取り崩すことにつながるた

め、直近2か年と今年度見込みの3か年のうち、2か年以上赤字の場合には、B0のイエローゾーンの予備的段階となります。

⑦黒字幅が10%未満か

経常収支差額比率が黒字でも、黒字幅が10%未満の場合は、基本金組入相当の黒字が生じておらず、収支が均衡しないと考え、A3となります。

⑧積立率が100%未満か

運用資産が、要積立額より少ない場合は、過去の資金蓄積が不十分として、A2となり、積立率が100%以上の場合にはA1となります。

評価と対応

経営判断指標でイエローゾーン・レッドゾーンとなった場合には、改善へ向けた対応を行うことが特に求められます。各判定における対応の目安は以下ようになります。

○「A1〜B0」

自己診断チェックリスト等を活用し、問題が生じている部分がないかを定期的に把握し、対応策をとることが必要といえます。

○「B1〜B4」

10年以上資金がもつ状態ではありませんが、「本業が赤字」、「過大な外部負債」、「運用資産不足」のいずれかの問題を抱えていることになるため、経営改善計画を策定し、問題部

分の解消に努めることが重要となります。

○「C1〜C3」

10年未満で資金ショートする可能性があるため、早急に期限と目標を明確にした、抜本的な経営改善計画の策定が求められます。

○「D1〜D3」

4年未満で資金ショートする可能性があるため、早急に金融機関との調整、遊休資産処分、不採算部門の募集停止等を含む抜本的対応が必要といえます。

以上が経営判断指標の変更点及び活用のポイント等になります。各学校法人におかれましては、経営上の問題点を早期に発見するため「経営判断指標」を積極的にご利用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び様々な情報の収集・提供業務を行っています。こちらも併せてご利用ください。詳しくは、本誌4月号19頁の「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(32330)7827・7828
Eメール shien@shigaku.go.jp

掛金等納付通知額内訳を変更します

業務部 掛金課

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月調定分（11月納付分）から「掛金等納付通知額内訳」の表示方法及び計算方法が変更となります。また、表示方法等の変更に伴い「掛金等納付通知額内訳」は、納付通知書又は口座振替のお知らせと別様式になります。

なお、納付通知額の見方（詳細）を27年10月調定分（11月納付分）の納付通知書に同封しますのでご覧ください。

■納付通知額内訳の見方

①掛金等区分

掛金等区分は、短期（福祉）掛金1・2、介護掛金、加入者保険料、退職等年金給付掛金（10頁参照）及び子ども・子育て拠出金となります。

②掛金等区分ごとの通知額

報酬及び賞与にかかる掛金等の額を、加入者ごとに1円未満の端数を持ったまま合算し、合算額の1円未満の端数は切り捨てます。

③学校法人等への納付通知額合計

②で求めた掛金等の区分ごとの通知額を合算します。

納付通知額内訳のイメージと見方

年 月 分	短期(福祉)掛金1	短期(福祉)掛金2	介護掛金	加入者保険料	退職等年金給付掛金	子ども・子育て拠出金
報酬						
賞与						

掛金等区分	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計	掛金等区分	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計
短期(福祉)掛金1					年金				
短期(福祉)掛金2					産休育休				
介護掛金									

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳 (単位：円)

① 掛金等区分		当月掛金等	掛金等免除額	異動増額	異動減額	② 通知額
短期(福祉)掛金1	報酬	144,666.00	36,166.50	72,333.00	31,549.50	149,283.00
	賞与	15,390.00	3,847.50			11,542.50
短期(福祉)掛金2	報酬	35,908.00				35,908.00
	賞与	3,820.00				3,820.00
計		199,784.00	40,014.00	72,333.00	31,549.50	200,553 ... a
介護掛金	報酬	5,287.50			4,612.50	675.00
	賞与	562.50				562.50
計		5,850.00			4,612.50	1,237 ... b
加入者保険料	報酬	254,871.60	63,717.90	127,435.80	55,583.70	263,005.80
	賞与	27,114.00	6,778.50			20,335.50
計		281,985.60	70,496.40	127,435.80	55,583.70	283,341 ... c
退職等年金給付掛金	報酬	28,200.00	7,050.00	14,100.00	6,150.00	29,100.00
	賞与	3,000.00	750.00			2,250.00
計		31,200.00	7,800.00	14,100.00	6,150.00	31,350 ... d
子ども・子育て拠出金	報酬	2,820.00	705.00	1,410.00	615.00	2,910.00
	賞与	300.00	75.00			225.00
計		3,120.00	780.00	1,410.00	615.00	3,135 ... e
合 計						③ 519,616 ... a+b+c+d+e

1円未満の端数を持ったまま合算し、端数を切り捨てたものが通知額(a)となります。

等級別人員内訳

当月分掛金等算定の基礎となった貴校(園)所属加入者の標準報酬月額を等級別に集計した結果が下表の等級別人員内訳です。

(単位：千円)

等級	標準報酬																	
人員	短期(福祉)掛金1																	
	短期(福祉)掛金2																	
	介護掛金																	
	年金																	

平成27年10月に
被用者年金制度が一元化
されました
企画室

すでに広報誌等でご案内しているとおり、被用者年金制度の一元化法が10月1日から施行されたことに伴い、私学教職員や公務員も、厚生年金に加入することになりました。

これにより、被用者（私学教職員や公務員を含むいわゆるサラリーマン）は、同じ年金制度に加入することとなり、年金財政の規模を拡大して制度の安定性を高めるとともに、将来に向けて同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の年金給付を受けることとされ、公平性が確保されることとなります。

なお、一元化前の加入者期間を有する場合は、年金の給付額の算定などについて、経過措置が設けられています。

また、これまで私学共済の年金制度にあった3階部分の年金（職域部分）は廃止されましたが、これにかわり、新たに「退職等年金給付」制度が創設されました。

私学事業団は、これまでと同様に私学教職員にかかる年金や医療保険の適用、掛金等の徴収及び給付の裁定等の事務並びに福祉事業の運営を行ってまいります。

「退職等年金給付」(新3階年金)の掛金率等について
企画室

平成27年10月から新たに創設された「退職等年金給付」にかかる掛金率ははじめとした諸率について、次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度の詳しい内容については、私学共済ホームページ又は加入者向広報「レター」5月号と一緒に配付しましたリーフレット「退職等年金給付制度について」をご覧ください。

1 退職等年金給付にかかる掛金率 1・50%

退職等年金給付にかかる掛金率の決定により、27年10月からの掛金等の率は表のとおりとなりました。

2 退職等年金給付にかかる付与率、基準利率及び年金現価率の設定について

私学共済制度の退職等年金給付にかかる諸率について、制度創設時における付与率及び基準利率の設定を、国立学校教職員との待遇均衡の観点等から、公務員に設けられる年金払い退職給付に準じることとし、また、年金現価率は、基準利率の設定を受けて算定

することとしました。

これらを踏まえ、退職等年金給付にかかる諸率は、次のとおりとなりました。

① 付与率 1・50%

付与率とは、加入者期間である各月の標準報酬月額等に基づき積立額（付与額）を算定するための率です。この付与率は、本制度が加入者であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること並びに国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます）における付与率等の事情を勘案して定めることとしています。

② 基準利率 0・48%

基準利率とは、積立額に対する利子や年金現価率を算定するための率です。この基準利率は、国債の利回りを基礎として、積立金の運用の状況及び見通し並びに国共済における基準利率を勘案して設定します（具体的には、10年国債応募者利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率を基礎とします）。

【平成27年10月から28年3月までの掛金等の率】

(単位：%)

区分	短期給付等事務掛金率				退職等年金給付分掛金率	加入者保険料率(軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	小計			
甲種加入者	7.445	0.250	1.125	8.820	1.50	13.557	23.877
乙種加入者等	7.445	0.195	1.125	8.765	—	—	8.765
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	13.557	15.252
任意継続加入者	7.445	0.125	1.125	8.695	—	—	8.695

※1 乙種加入者等とは、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）をいいます。
 ※2 掛金等の負担は、甲種・乙種・丙種加入者については、加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。
 ※3 都道府県補助金は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対して補助はありません。
 ※4 加入者保険料率（厚生年金の保険料）は、27年10月から28年3月までの間、14.354%から0.797ポイントを軽減した率（軽減保険料率）となります。
 ※5 40歳未満又は65歳以上の人は、介護分掛金の負担はありません。

年金現価率表(抄)

年齢(歳)	終身年金現価率	支給残月数(月)	有期年金現価率
60	26.656751	24	1.989659
65	22.733171	48	3.960355
70	18.839531	72	5.912266
75	15.036723	96	7.845574
80	11.477176	120	9.760455
85	8.320735	144	11.657084
90	5.766707	168	13.535636
95	3.860453	192	15.396283
100	2.544669	216	17.239195
		240	19.064542

③ 年金現価率
(終身年金現価率、有期年金現価率)
年金現価率とは、基準利率や死亡率、国共済における年金現価率等を勘案し、終身にわたり又は支給残月数の期間において一定額の年金となるように年金額を算定するための率です。
この年金現価率は、終身年金現価率にあつては年齢ごとに、有期年金現価率にあつては支給残月数ごとに、それぞれ設定します。

※ 上記の現価率表は抜粋です。各年齢ごと、各支給残月数ごとの年金現価率の詳細は、私学共済ホームページを参照してください。

【参考】

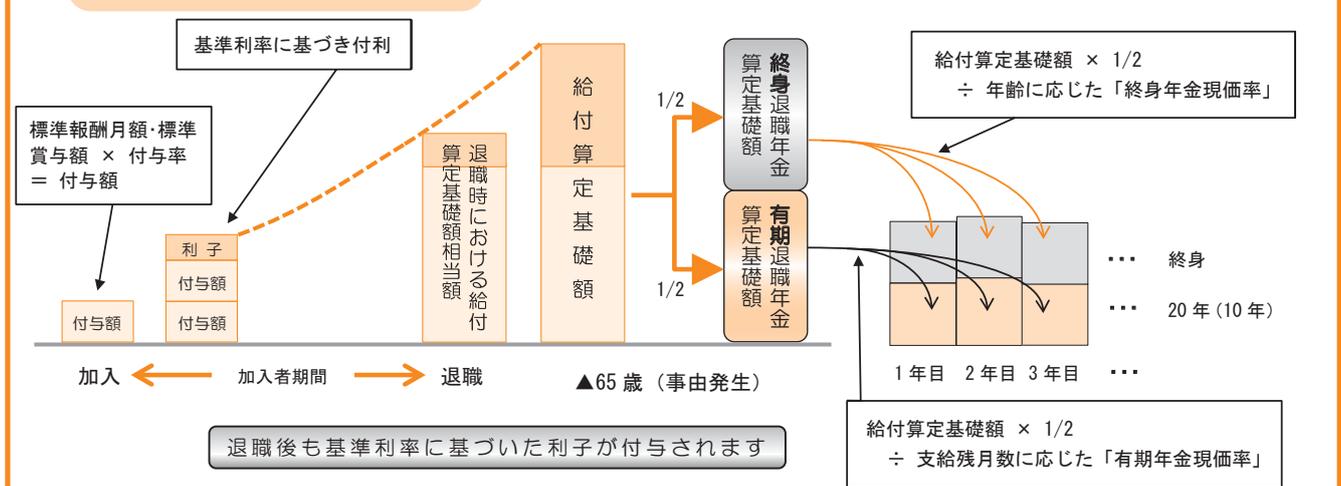
○ 退職年金の計算式

$$\underbrace{\text{各月の標準報酬月額(標準賞与額)} \times \text{付与率}}_{\text{付与額}} + \text{利子} = \text{給付算定基礎額}$$

↑
基準利率に基づき付利

- ・ 終身退職年金の額
給付算定基礎額 × 1/2 ÷ 年齢に応じた終身年金現価率
- ・ 有期退職年金の額
給付算定基礎額 × 1/2 ÷ 支給残月数に応じた有期年金現価率

退職年金の設計イメージ



- ・ 付与額は、各月の標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて算定します(掛金の長期滞納がある場合は、滞納期間中の付与率は半減して算定し、納付された場合は、原則として本来のものに回復して算定します)。
- ・ 利子は、国債の利回り等に連動した基準利率を用いて算定します。
- ・ 各月の付与額と利子の合計額が、給付算定基礎額となります。

- ・ 年金は、原則として65歳以上で退職している場合に支給されます(70歳みなし退職を含みます)。
- ・ 有期退職年金の支給期間は原則20年ですが、本人の申し出により10年又は一時金を選択することもできます。
- ・ 本人が死亡した場合で、有期退職年金の未支給期間分があるときは、その未支給期間分を遺族に一時金として支給します(終身退職年金は終了となります)。
- ・ 年金額は、毎年の年金現価率によって改定します。

※ 職務障害年金、職務遺族年金の概要については、私学共済ホームページをご覧ください。

平成27年度 加入者向け説明会・年金請求者向け説明会及び地域事務担当者研修会を開催します

広報相談センター 相談班

加入者向け説明会

●説明内容

病気やケガに対する短期給付の手続きや将来の年金を受給するための基礎知識、その他福祉事業について

●参加対象者

加入者（加入者期間が、おおむね3年以内の人）

●参加費 無料

●申し込み方法

ブロック誌又は私学共済ホームページに掲載されている「加入者向け説明会申込書」により、申込締め切り日（必着）までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送でお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者宛てにお知らせします。

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない開催地区は、中止とさせていただきます。

※詳しくはブロック誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」等をご覧ください。

年金請求者向け説明会

●説明内容

私学共済の年金制度の概要及び年金の請求手続きや退職後の年金額の試算について

●参加対象者

加入者（各ガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください）

●参加費 無料

●申し込み方法

ブロック誌等に掲載されている「年金請求者向け説明会申込書」により、申込締め切り日（必着）までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送でお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者宛てに郵送でお知らせします。

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない開催地区は、中止とさせていただきます。

※詳しくはブロック誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」等をご覧ください。

地域事務担当者研修会

●研修内容

私学共済制度の事務にかかる基礎的な事項や手続き等の内容で初任者向けの研修

●参加対象者 共済事務担当者

●参加費 無料

●申し込み方法

地域事務担当者研修会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。「地域事務担当者研修会参加申込書」を同封しますので、申込締め切り日（必着）までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送でお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者の連絡先住所宛てに郵送でお知らせします。

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない開催地区は、中止とさせていただきます。

※詳しくは開催案内文又は私学共済ホームページ「お知らせ」等をご覧ください。

医療費通知の送付

業務部 短期給付課

加入者証等で医療機関を受診すると、窓口では一部負担金のみ支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額が分かりづらいのが現状です。

私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることにより、加入者及び被扶養者の皆さんに医療費についての実情を知っていただき、健康管理に対する意識を持っていただくことを目的に、今年も10月下旬に5月受診分の医療費の総額等を記載した「医療費通知」（加入者宛て「親展」扱いの圧着はがき）を学校法人等（任意継続加入者は届け出住所）宛てに送付しますので、該当加入者に配付してください。

●「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名の記載はありません。

●医療機関から本事業団への医療費請求が遅れた場合は、記載されていません。また、5月以前の受診分を記載することがあります。

●医療機関名、傷病名及び診療内容等の問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

●「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。

●一部負担金免除証明書を提示して受診した医療費は、含まれていません。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成28年4月1日加入)

募集期間 11月2日(月)～11月30日(月) 私学事業団必着

福祉部 保健課

●積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができません。

募集のパンフレットを加入者向広報「レター」11月号に差し込んで送付していますので、加入者への配付をお願いします。

●共済定期保険(きょうさいていき) [共済定期保険専用フリーダイヤル ☎ 0120(716)267]

平日: 9:00～17:15

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

募集に当たっては、個別案内付き申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等宛てに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

(平成26年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース	43.82%
医療保障コース	46.96%

◆退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランは共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象の個人保険です。

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」にて、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

家族年金コース

(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき(配当金を還付)

医療費支援コース

日帰り入院から保障その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。



送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月23日(金)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」は10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 保健課】**

資格関係の電算用紙申請の再開

一元化により資格関係の様式用紙が変更することに伴い、学校法人等が作成した電算用紙による申請について一時休止していましたが、新用紙(基礎届書関係を除く)を私学共済ホームページに掲載しましたので、再開します。新用紙を参考に作成してください。 **【業務部 資格課】**

ジェネリック医薬品差額通知の送付

医療費の適正化を図ることを目的としてジェネリック医薬品差額通知を実施することになりました。

12月中旬ごろ、学校法人等宛てに送付しますので通知対象者への配付をお願いします。詳しくは私学共済ホームページ(10月下旬掲載予定)、「月報私学」及び「レター」の11月号でお知らせします。 **【業務部 短期給付課】**

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

11月24日送金分は**10月30日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。 **【福祉部 貸付課】**

「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等宛てに送付します。送付部数は、9月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)です。不足の場合は、広報班までご連絡ください。

なお、隔年発行の「私学共済ブック〔給付編〕」は、被用者年金制度の一元化の関係で来年3月1日に発行予定ですので、ご了承ください。 **【広報相談センター 広報班】**

年末調整用証明書の送付

- ①**積立共済年金加入者**
 9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。なお、平成27年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。
- ②**共済定期保険加入者**
 10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。 **【福祉部 保健課】**
- ③**住宅貸付借受者**
 平成26年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための27年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。
 ※27年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、28年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貸付課】**
- ④**任意継続加入者**
 平成27年分任意継続掛金の納付が10月初旬までに確認されている人には、「平成27年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

10月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 9月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 貯金 後期加入・払戻・解約請求締め切り
28日(水)	掛金 9月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 11月24日送金申し込み締め切り

11月の共済業務スケジュール

2日(月)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始 掛金 9月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 10月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
16日(月)	アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成28年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

平成28年度「若手研究者奨励金」及び「学術研究振興資金」の公募締め切り

8月3日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人宛てに電子窓口にて標記にかかる書類を配付しましたが、その提出締め切り日が近づいています。

応募される学校法人は、下記の提出期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を電子窓口でご提出ください。

なお、「若手研究者奨励金」と「学術研究振興資金」では**提出期限が異なります**ので、ご注意ください。

公募要領等については、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶学術研究振興資金▶平成28年度学術研究振興資金公募要領等 及び 平成28年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）公募要領等〕をご覧ください。

【提出期限】

「若手研究者奨励金」：10月5日(月)

「学術研究振興資金」：10月23日(金)

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
 **広島カーテンパレス**

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122
 (JR「広島」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com/>

日本三景「安芸の宮島」を訪れ、朝夕に美しく表情を変える瀬戸内海をご覧になってみませんか



安芸の宮島

安芸の潮騒プラン

1泊2食(1名様) 8,900円

瀬戸内の魚介類を中心とした海鮮三味の夕食付き宿泊プランです。

取扱期間：通年(年末年始を除きます)



安芸の潮騒プラン料理(イメージ)

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅から北鉄バスで「南町」下車、徒歩4分)

兼六荘は、目の前に金沢城公園があり、日本三名園「兼六園」をはじめ、主な観光スポットが徒歩圏内にあるため、観光の拠点として最適です



ひがし茶屋街(写真提供:金沢市)

加賀料理堪能プラン

1泊2食(2名1室/1名様) 10,800円

「食彩 雪づり」で旬の食材を使用した加賀料理をご賞味いただけるプランです。

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※1名1室の場合は1,000円の割増となります。



加賀料理(イメージ)

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成27年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.0	年% 0.5	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.1	0.6	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp